

浜長保険センター安全だより(7月)

平成30年7月12日

浜長保険センター 第20号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

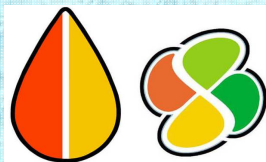


先日の想定外の豪雨、大丈夫だったでしょうか？
梅雨明けとともにセミが鳴き始め、急に暑くなりましたが、お変わりなくお元気でご活躍のことと存じます。



問1 70歳以上のドライバーは、全て高齢者標識を表示しなければならないのか？

回答 高齢運転者標識の標示義務について、道路交通法第71条の5第2項、第3項に規定されています。
第2項「**75歳以上のものは、普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式の標識を付けずに運転してはならない。**」と定められています。
この規定は、平成20年6月1日施行されましたが、高齢運転者標識を表示している自動車に対し「幅寄せ等の禁止」し、高齢運転者を保護することを目的とするものであることから、高齢運転者標識の普及定着を図ることが適当であると判断され、法附則第22条(平成21年4月24日施行)によって、当分の間、適用しないと定められ、表示していなくても罰則の適用はなく、違反点数も減点されません。



どちらの標識でも表示できます。



第3項「**70歳以上75歳未満のものは、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるとき、前面及び後面に内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式の標識を付けて運転するよう努めなければならない。**」と定められています。罰則は設けられていません。

75歳以上のドライバーは、高齢運転者標識の標示義務が課され、罰則で担保されていますが、当分の間、罰則は適用しないこととされています。)

(注) 「**内閣府令で定めるところにより**」とは、標識は、地上0.4メートル以上1.2メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示しなければならない。

ただし、自動車の前面ガラス及び側面ガラス(運転席より後方の部分は除く)に表示禁止(保安基準第29条第4項)

問2 自転車保険に入っていますか？

平成27年10月1日から義務化

兵庫県内で自転車を利用する場合、「**自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**」により、保険等に加入しなければなりません。

1 自転車は「軽車両」、加害者になるケースも発生します。

2 加害事故賠償例

賠償額 9,521万円

「事故の概要」男子小学生(11歳)が夜間、帰宅のため自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性(62歳)と衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所:平成25年7月4日判決)

3 自動車保険又は火災保険に「**個人賠償責任特約**」をプラスすることで、加害事故に備えましょう。

国内事故⇒支払限度額 無制限 年間約2,100円⇒月々の保険料 約180円

詳しいことは、浜長保険センターにお電話ください。丁寧に説明させていただきます。

